

5. 道路啓開の事前準備

5.1 関係機関との連携による体制の確保

迅速な道路啓開及び緊急輸送道路の確保のためには、道路管理者及び関係機関が連携を密に行い、機動的かつ柔軟に対応していくことが重要である。適切な役割分担と情報共有のもと、一体的な協力及び連携体制が不可欠である。

道路啓開に関する関係機関との協力体制を図5-1に示す。平時から意見交換、訓練等を通じて、組織間の密な連絡体制や共通認識を構築しておくことが重要である。

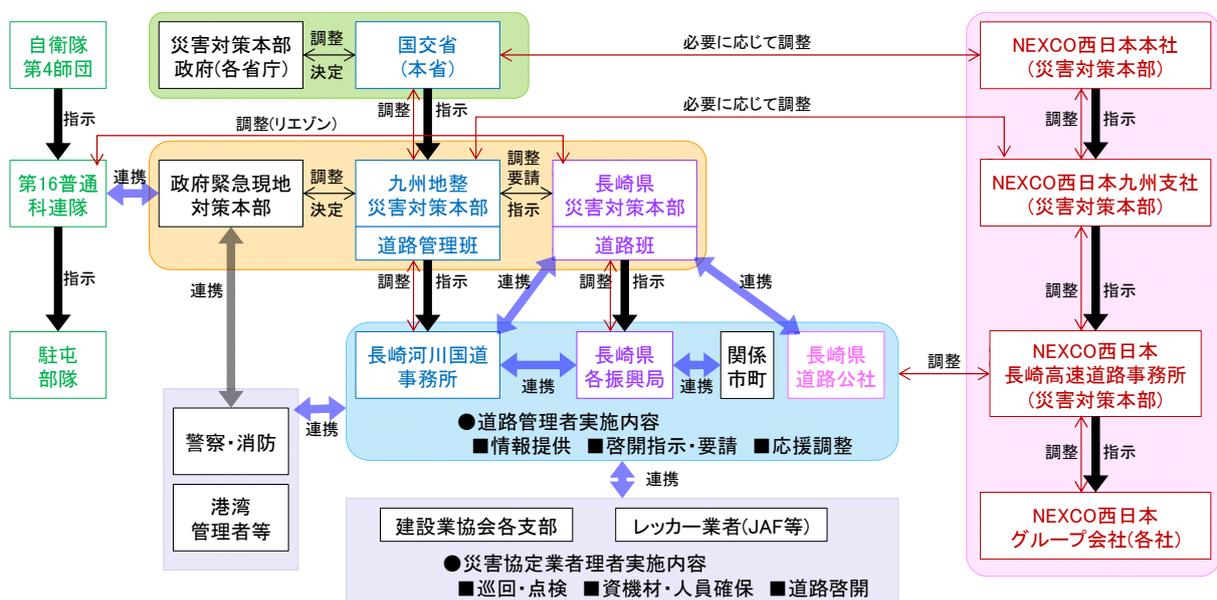


図5-1 道路啓開に関する関係機関との協力体制

道路啓開体制構築のため、資機材の確保や重機の手配、オペレータや作業員の確保等、実際に啓開作業に従事する建設業者、レッカー業者等の民間事業者との災害時協定の締結を図る。

長崎県では、長崎県建設業協会等と「大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書」を締結しており、各振興局では、長崎県建設業協会各支部と「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」を締結している。

また、九州地方整備局では、九州建設業協会、九州各県建設業協会等と、九州地方整備局出先事務所においては、建設業者等と「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定」を締結している。

また、災害情報等の共有や相互の道路機能の活用等を目的として、長崎県と西日本高速道路株式会社九州支社は、「大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書」を締結している。

なお、道路啓開活動における道路啓開担当業者の割り当てについては、道路啓開担当業者が重複しないように関係機関で調整を行う必要がある。道路啓開担当業者の割り付けイメージを図5-2に示す。

各道路管理者は、建設業協会及び協会各社への調査を基に、啓開作業時に参集可能な人員や資機材を把握し、道路啓開を担当する路線や範囲をあらかじめ決めておく。

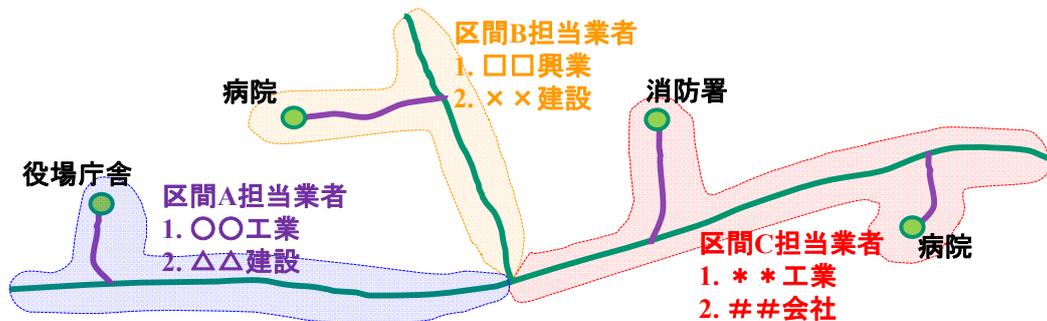
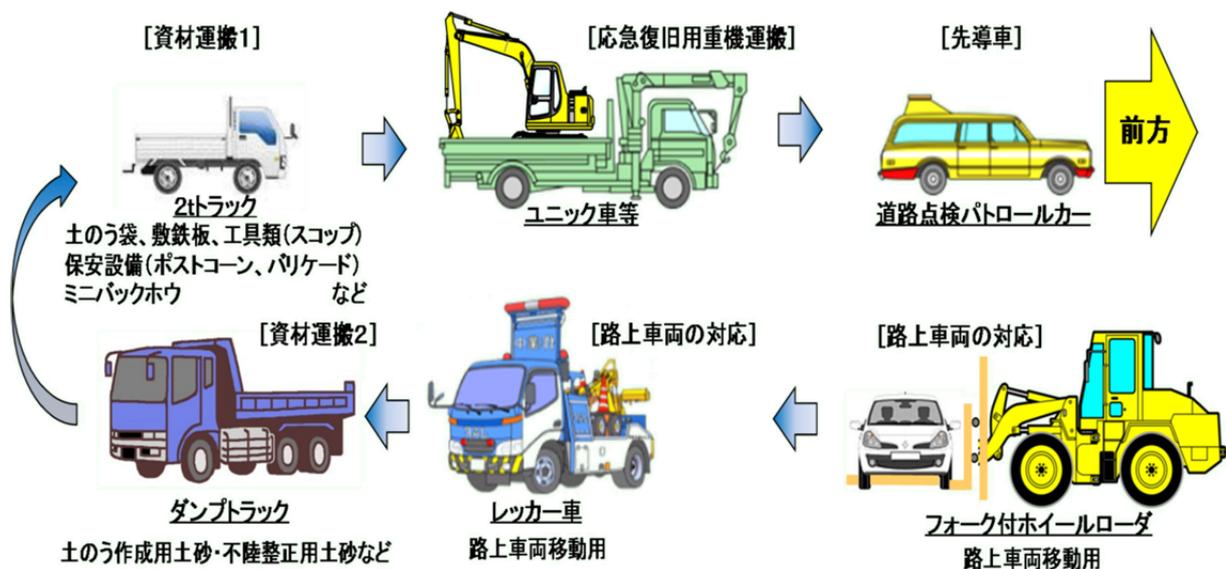


図5-2 道路啓開担当業者の割り付けイメージ

5.2 資機材の準備

(1) 人員・資機材の確保

複合的に存在する多様な被災への対応を可能とするため、優先啓開ルートへの啓開に必要な人員・資機材を集結し、多様な被災に対応可能な人員資機材部隊編成（＋電気・通信事業者）で、道路啓開を実施する。一般道路啓開作業の作業部隊の編成例を図5-3に示す。調査及び啓開作業など具体的な段階ごとに班構成要素は増減するが、下記の a)、b) を目安とする。



出典：首都直下地震道路啓開計画^[8]

図5-3 道路啓開作業部隊の編成例（一般道路啓開作業の編成イメージ）

a) 道路啓開調査の班構成

道路本体の損傷、瓦礫、路上車両、電柱倒壊等に関する被災等の状況や被災規模を早急に把握し、緊急通行車両通行のための必要最小限の応急措置が可能な班編成とする。なお、道路啓開調査における応急措置で時間を要する場合、別路線の調査に移行する。また、道路啓開調査が完了次第、道路啓開作業へ合流するものとする。**表 5-1** の班構成を目安とする。

表 5-1 道路啓開調査に関する班構成（案）

1 班当たり	人員	乗用車	2t トラック	自転車	コーン、土嚢等
	6 人	1 台	1 台	1 台	1 式

※人員（運転者含む）は、職員、維持業者又は災害協定業者等

※人員内訳：職員 3 人、作業員 3 人

出典：九州道路啓開計画^[6]

b) 道路啓開作業の班構成

道路啓開調査等により把握した被災等の状況や被災規模により必要な措置が可能な班編成とする。想定される状況より、先導車（パトロールカー等）、応急復旧用重機・資材運搬（ユニック車、ダンプトラック等）及び放置車両撤去（レッカー車）の車両編成が考えられる。集結拠点等に集結し、一団となって啓開を行っていくことが望ましいが、被災状況や集結状況に応じて、迅速な道路啓開作業を目的として、必ずしも全ての車両が揃わなくても柔軟に対応する。班構成は、**表 5-2** を目安とする。

表 5-2 道路啓開作業に関する班構成（案）

1 班当たり	人員	バックホウ	ダンプトラック	パトロールカー等
	10 人	1 台	1 台	1 台
	土のう	コーン	看板	敷鉄板
	50 袋	50 基	10 枚	5 枚

※人員（運転者含む）は、職員、維持業者又は災害協定業者等

※人員内訳：職員 2 人、オペレーター等 4 人、作業員 4 人

出典：九州道路啓開計画^[6]

(2) 燃料等の調達・確保

道路啓開活動に必要なとなる建設機械等の燃料確保については、石油連盟や石油商業組合と災害時支援協定の締結や見直しを行い、燃料の優先供給を確保するものとする。

長崎県では、長崎県石油商業組合と「災害時における支援に関する協定書」（担当課：危機管理課）を締結している。また、九州地方整備局では、全国石油商業組合連合会九州支部、九州各県の石油商業組合と「災害時における石油類燃料の供給運搬に関する協定書」を締結している。

締結した協定については、必要に応じて見直しを行う。

5.3 災害時における各機関の手続き

(1) 緊急通行車両等の事前届出制度

大規模災害では、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止や通行制限が行われる。通行規制から除外される車両は、「確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けて、通行する必要がある。災害発生時の確認・交付時間を省略するため、道路啓開活動に係る車両は、予め自動車検査証記載の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署に緊急通行車両等の事前届出を行っておく。

(2) 災害廃棄物の手続き

瓦礫が大量に発生し、路肩への除去だけでは収まりきらない場合、仮置場等への移動が必要になる可能性がある。災害廃棄物の仮置場への搬入について、長崎県災害廃棄物処理計画^[14]に従い、事前に関連業者と受入先、実施方法等を検討しておく。

5.4 訓練の実施

本計画の実効性を高めるため、実践的な訓練を通じ、道路啓開に従事する者が地震発生後に何をどのタイミングで何に留意して行うかといった具体的な行動について習熟しておくことは非常に重要である。従って、平時から県内の地震を想定した各種訓練を関係機関の連携協力のもと定期的に実施し、現場対応能力の向上を図る。訓練の際は、道路啓開作業の手引きも活用する。